

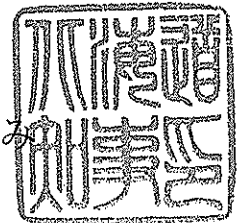
写

地権第149号

平成21年7月16日

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

北海道知事 高橋 はるみ



道州制特別区域基本方針の変更についての提案について

このことについて、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、道州制特別区域基本方針の変更について、別添のとおり提案します。

(総合政策部地域主権局参事)

# 道州制特別区域基本方針の変更についての提案

平成21年7月

北 海 道

道は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）の変更について、基本方針の変更の素案を添えて、次のとおり提案をする。

法令の特例措置以外の法令に関する措置の追加について

基本方針の別表2を変更し、次に掲げる措置を追加すること。

- 1 地域の特性に応じた施策を展開することができるようにするため、上書き権（地方公共団体の事務に関する法令上の基準等について、原則として条例で書き換えることができることをいう。以下同じ。）を創設し、当該上書き権の根拠規定を地方自治法に設けるなど、適切な措置を講ずること。
- 2 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律に基づく事務又は事業の移譲に係る提案をする場合において、国が当該事務又は事業の執行に要している予算、人員等について、道がそれらの内容を事前に把握した上で移譲を求めることができるよう、道からの求めに応じ、国は、遅滞なくそれらの情報開示を行うよう適切な措置を講ずること。

なお、本提案に関する基本方針の変更後直ちに本提案をその内容とする措置が実行されるよう、基本方針「2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」の「(2) 特定広域団体の提案について」中に本提案の趣旨を追加する等、国において早急に対応する措置をとること。

- 3 市町村が地域の郵便局を効果的に活用することにより住民サービスの向上及び行政の効率化に資するよう、地域の状況に応じて道の条例により、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条に規定する事務に市町村が委託できる事務を追加することができるよう適切な措置を講ずること。

- 4 地域の安定的かつ継続的な医療体制の確保に資するよう、医師不足等により地域医療を取り巻く環境が厳しい過疎市町村等において、開放病床（病床の一部を地域の診療所に開放し、診療所の医師と病院の医師が連携して共同で患者の診療等を行うことをいう。）を設置している病院における医療法に基づき配置すべき医師数の標準の特例を設けることができるようにするなど、適切な措置を講ずること。
- 5 地産地消による道民の健康づくりの推進及び地域産業の活性化を図るため、人の健康に好影響を与えるいわゆる健康食品であって、道内が主産地である農水産物及びそれらを原料とするものについて、北海道独自の表示基準に基づき、北海道知事の許可により有用性に関する情報を表示することができるよう適切な措置を講ずること。

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	16
措置の名称	条例による法令の上書き権の創設に伴う地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正
措置の内容	<p>特定広域団体が条例による法令の上書き権（地方公共団体の事務に関する法令上の基準等について、原則として条例で書き換えることができることをいう。）に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、地方自治法第14条に次の規定を追加する。</p> <p>特定広域団体は、地方自治法第2条第2項で規定する法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものについて、地域の特性に応じて当該法令を適用するため、特定広域団体の条例で、当該法令の全部若しくは一部を適用せず、又は必要な制限を附加し、補完し、若しくは緩和し、若しくはこれらの規定に代えて適用すべき事項を定めることができる。ただし、法律において特に定める場合は、この限りではない。</p>
関係省庁	総務省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	17
措置の名称	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第6条第1項に規定する変更提案の検討に必要な国の予算、人員等の情報の開示
措置の内容	<p>特定広域団体が道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第6条第1項に規定する変更提案の検討に必要な国の予算、人員等の情報の開示に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同条に次の規定を追加する。</p> <p>特定広域団体は、変更提案に関し、現に国において従事している職員数、国における組織体制、国が要している予算額等特定広域団体が移譲を受ける場合に必要な情報を国に要求できるとともに、国は、特定広域団体から要求があった場合には、遅滞なく要求があった情報を特定広域団体に開示しなければならない。</p> <p>なお、本提案に関する道州制特別区域基本方針の変更後直ちに本提案をその内容とする措置が実行されるよう、道州制特別区域基本方針「2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」の「(2) 特定広域団体の提案について」中に本提案の趣旨を追加する等、国において早急に対応する措置をとること。</p>
関係省庁	内閣官房

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表 2 に追加するもの）

番号	18
措置の名称	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条に規定する地方公共団体が郵便局において取り扱わせることができる事務の拡大
措置の内容	特定広域団体が地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条に規定する地方公共団体が郵便局において取り扱わせることができる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同条の規定にかかわらず、特定広域団体の条例により郵便局において取り扱わせることができる事務を定めることができることとする。
関係省庁	総務省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	19
措置の名称	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第1項に規定する病院に置くべき医師数の標準の特例
措置の内容	<p>特定広域団体が医療法施行規則第19条第1項に規定する病院に置くべき医師数の標準に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、同項の規定にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定により指定された過疎地域における開放型病院（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1に規定する開放型病院をいう。以下同じ。）に置くべき医師数の標準は次のとおりとする。</p> <p>精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を3をもって除した数、開放病床（開放型病院において地域の医師に開放されている病床をいう。以下同じ。）の入院患者の数を2をもって除した数並びに精神病床、療養病床及び開放病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）並びに外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を2.5（耳鼻いんこう科又は眼科については、5）をもって除した数の和（以下「特定数」という。）が52までの場合にあつては3、特定数が52を超える場合にあつては当該特定数から52を減じた数を16で除した数に3を加えた数</p>
関係省庁	厚生労働省

道州制特別区域基本方針の変更の素案（別表2に追加するもの）

番号	20
措置の名称	食品に関する特定広域団体独自の表示基準の創設に伴う健康増進法（平成14年法律第103号）の改正
措置の内容	<p>特定広域団体が次の制度に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、健康増進法第26条に次の制度を内容とする規定を追加する。</p> <p>1 特定広域団体の区域内においては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第4号の規定にかかわらず、同号に規定する保健機能食品以外の食品について、特定広域団体の知事の許可を得て、店頭における当該食品に近接した掲示板その他の見やすい場所（当該食品の容器包装及びこれに添付する文書を除く。）に当該食品の有用性を表示することができることとする。</p> <p>2 1の特定広域団体の知事の許可に関する基準は、特定広域団体の条例で定めることとする。</p>
関係省庁	厚生労働省